

令和6年7月守口市農業委員会総会

開催日時 令和6年7月22日 午後2時00分～

開催場所 守口市役所1階 市民会議室105

出席委員 ①西口 誠一 ②田中 明美 ③大倉 利文 ④大西 庄治  
⑤木村 剛久 ⑥砂口 勝紀 ⑦辻本 恵美子 ⑧辻本 卓郎  
⑨中東 郷美 ⑩西川 成美 ⑪橋本 徹 ⑫三島 雅子  
⑬山崎 勝彦 ⑭山田 哲三

事務局 宇都宮、満永

閉会時間 午後2時50分

## 西口会長

定刻前でございますけれども、委員の皆様お集まりいただきましたので、ただいまより令和6年7月の総会を開催いたします。着座させていただきます。

今日も暑い日が続いておりますけれども、猛暑と言いますかこの夏も猛暑だということで、新聞紙上でも出ておりました、観測史上最も暑い夏が昨年に比べてまだ今年も続くということでございます。この状況は御存知のように、太平洋やインド洋で起きる様々な自然現象が強化されていっているというような状況を迎えております。1つは、海水温の上昇で勢いがますますついているということでございます。1つは、よく御存知のチベット高気圧、西側から伸びてずっと日本のほうに伸びてきよるということと、もう1つは太平洋高気圧、平年より勢力を強めてやってきております。ということで、ダブル高気圧が列島を襲うというようなことで、今年も猛暑で熱中症に皆様方御注意いただきたいと思います。

最近の情報を見ますと、静岡市の駿河区ですか、そこでは40度の気温を記録しておりますということで、農作物の被害も世界的な規模で起きておるということで、暑さや水不足等による農作物の被害が世界的に拡大していると、日本だけではありませんということでございます。ということで、このような気象の極端現象と言いますか、地球温暖化の影響を受けて猛暑や豪雨といった気象の極端現象が頻発しておりますということで、皆様方も御注意いただきたいと思います。先般の7月19日ですけれども農業新聞、一般紙にも出ておりましたけれども、熱中症死亡者急増とい

うことで、農家の人だけではおまへんけど、農家の人だけで数えても10人以上が死亡されているということ。皆様方も暑いときに作業するときは気をつけていただきたいと思います。農水省も、やっぱり熱中症に対して対策を再徹底してほしいということで、農業新聞を通じて皆様方に周知徹底をお願いしている状況でございます。

3点目は、一般紙にも出てますけども農業の物価指数と言いますか、どんどんどんどん高くなってきているということで、1つは皆様方ようお使用の肥料もずっと高くなってきております。守口は畜産少ないんで関係ありませんけども、エサも上がってきている。資材全体に上がってきておるということが非常に問題でありまして、皆様方お使用の種苗ですね、種とか苗もあがっておりますし、着る衣料まで上がってきておるということで、何でも上がる一方でございますということで、幅広い資材の高騰が続くということが3点目に問題になっております。

4点目に情報ですけども、肥料の中でリン酸肥料が、もう資源があらへんということが問題になっております。ということで、日本も難儀やなということで、資源があらへんのでリン酸肥料どうしようということで、たまたま割れた食器で肥料の代替えをしようというようなことになっております。見てますと、ホテルやレストランの破損した食器を回収して、農業用肥料にリサイクルする計画が農水省のほうでも進められていますということで、リン酸の資源がないので割れた食器がリン酸をたくさん含んでおりますので、それを肥料にしたいという話が出ております。

あとはですね、高温耐性と言いますか、暑くても行けまっせという野菜の品種がたくさん出てきております。1つは、皆様方すでにつくられているトマトですね。タキイ種苗のほうから桃太郎シリーズのほうで桃太郎ブライトというのが、春先の高温で発生が増える・・・病に強い品種をつくっております。

あとは、人気出てますブロッコリーですね。これは坂田種苗のほうからアーリーキャノンというような暑さに強い品種を出しております。

あとはねぎですね。ねぎでも関東、根深ねぎのほうです。品種で言いますと、龍美（りゅうび）という品種ですね。横浜上木という種苗会社から出ています。

あとは小松菜、これはタキイ種苗から出てまして、夏場に強い品種で夏蒼天（ナツソウテン）という品種です。

あとはキャベツで出ておりますのが、味珠（あじたま）という渡

辺農事から出ております。

あともう1つは、武蔵野種苗から、皆様方よく農家の方がお使いになります小松菜が2つ品種、夏場に強い品種が出ております。その1つは里まつりという品種、小松菜をつくられる方に、おすすめをいただけたらありがたいです。

それと、夏に向けてだんだん暑くなるわけですが、東レの飽和農業用ビニールハウスの気温上昇を抑える新たな遮熱、熱を抑えるシートを開発しましたということで、気温を温める赤外線を遮断して可視光線だけ入れるような遮熱ビニールが出てきたということでございます。

あとは、8月の末ぐらいになったら皆さん早い人は大根の種まきをされるわけですが、今まで大根で1番問題になっているのは、大根のシンクイムシ。今まではそれに対応して、種まきするとき同時にスタークール粒剤とか酵素粒剤をまかれていたものですが、私も去年これスタークール粒剤蒔いたんですけども、効きが非常に悪くなっている。これ御注意いただきたい。

それに対して、大根シンクイムシに効きが比較的いいというやつがプリロッソ粒剤という、ちょっとお控えいただいたら結構と思います。ちょっと高い農薬になってしまいますけど、プリロッソ粒剤、私も去年この粒剤で効かなかって、ほとんど全滅になってしまいました。乳剤をやる場合は、グレーシア乳剤というのが出ておりますので、この粒剤と乳剤で対応をいただけたらどうかなと思っております。そういうことで、よろしく願いしたいと思っております。

それから前座はそれぐらいで終わらせていただきます。

それでは事務局より、本日の欠席委員の報告をお願いいたします。

#### 事務局

本日欠席の委員はございません。全員出席でございます。

以上報告を終わります。

#### 西口会長

はい、ありがとうございます。定足数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。

それでは、初めに農業委員会憲章を唱和したいと思いますので、よろしく願います。

## 《農業委員会憲章の唱和》

西口会長

はい、ありがとうございます。

本日の署名委員は、橋本委員と三島委員です。よろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、議事の進行に移ってまいります。発言に際しては、まず挙手をお願いし、私の方から指名させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、付議事件の説明を事務局から、よろしくお願ひいたします。

事務局

それでは、報告第5号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書について」御説明させていただきます。

この証明書は、農地等を相続により取得した方が相続税の納税猶予の特例を受ける場合に必要となる証明書です。

令和6年6月20日づけで証明書の発行依頼があり、担当委員の大倉委員及び事務局の現地調査により、耕作状況の確認を行い会長専決にて7月2日に証明書の発行を行ったことの報告です。

以上、報告第5号の説明を終わります。

西口会長

ありがとうございます。説明が終わりました。何か委員の皆様方から、御意見、御質問がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

ないようでございますので、次の議題に移ってまいりたいと思います。

その他、農地への変更相談に係る現地調査の報告についてです。

先月の総会に皆さんに御意見をいただきました、宅地から農地へ変更についての相談事項ではありますが、7月5日に私と担当委員の橋本委員、事務局で現地調査に行っていました。現況はお配りしております写真のとおりで、大きな石がごろごろ転がっておりまして、耕作している部分も土地に対して限定的でありました。前回事務局から判断基準として、大阪府農業会議等への問い合わせから示して、3年間の耕作を条件とする場合にしても、判断していく段階に達していない状況でありました。

そういうことで、橋本委員同席いただきましたので、御意見が

ありましたら頂戴できるとありがたいです。

#### 橋本委員

はい。現地当日に調査に行かせていただきました。見るからに農地という体をなしていない状態であります。何か家があったのか倉庫があったのか、潰されたあとそのままの状態のようだと思うので、石・岩・コンクリートがまだ散乱していて、この処理をどうしようかというような、そこの当主さんからのお話もありました。今後やっていきたいというようなことをおっしゃっていましたが、この判断というのは私ではどうやこうやということではできませんので、今回のこの委員会にかけさせていただきます、また他の市との、また府との兼ね合いを考えていただきまして、結果を出していただければと思います。

以上です。

#### 西口会長

はい、ありがとうございます。

事務局から何か追加でありますかね。いいですかね。

#### 事務局

はい。先月の総会で、今後のことも考えて判断基準を作成したらどうかという御意見につきましては、今回の現地調査で確認させていただきましたとおり、直ちに基準を作成して委員の皆様御意見・御承認をもらう段階にも、今回の本件はまだ至っていないのかなというところで考えております。今後どのタイミングで基準を作成していくべきかなど、そういったところも踏まえて検討のお時間をいただきたいと存じております。

また、他市の参考としましては、農地台帳登載願の一式を配布しております。こちらの3枚ものになっているものです。他市の事例としまして、こういった書類を徴求して登載しているという事例です。耕作実績や営農計画、所有する農機具を記入する内容となっております、耕作能力をしっかりと確認したうえで農地への登録をしていることが伺えます。今後も近隣市や同様の農業環境の市などの事例を検証してまいりたいと考えております。

以上です。

#### 西口会長

はい、ありがとうございます。委員の皆様方から御意見があり

ましたら、頂戴したいと思えます。参考でカラーで刷っていただいておりますので、それも御覧になっていただいて御意見を頂戴できるとありがたいです。

#### 砂口委員

事務局さんに教えてほしいんですけど、農業委員会で議題にあげて農地転用がありますよね。第何条とか売買するとか宅地に転用するとか。それは農業委員会の3条4条という根拠があるんですけど、この場合は何が、どの情報が根拠になるんですか。例えば、これが認められるような条件というのは、農業委員会は農地として転用するというのが本来の目的であるんですけども、これが訴状に上がるのが宅地として申請があがってきてということなんですけど、ちょっと逆のような形になるので根拠はどの情報になりますかね。

#### 事務局

委員がおっしゃるとおり、農地転用に関しては、農地法の第4条とかに記載があるということなんですけれども、この農地法のところかと考えています。他市の事例で農業委員会にかけてというところがありましたので、そういったところで農業委員会にあげさせていただくというところでお話をさせていただいた次第です。

#### 砂口委員

違う。他市が載せはろうがね、根拠は何ですか。宅地を農地に変える根拠っていう、その・・条文の根拠。この場合は諮らないとあかんというのがあるんでしょ。教えて欲しいんですその辺が分からないんでね。農業委員会が農地から転用するとかいろいろな転売するとか、その場合の承認を得るというのが農業委員会の範疇であるんですけど、宅地になってしまったものは農業委員会から一旦外れる条項だと思うんですね。宅地については農業委員会の範疇ではないでしょ。ですから、それを今度どう扱うかというようになると、その条文はどこにあるのかなと思って。

#### 事務局

宅地は、おっしゃるとおり農業委員会のところ、農地法の縛りはないということがあるんですけど、またそれを農地にするというところで、農業委員会に諮らせていただいております。

砂口委員

この問題じゃなしに、それをやらなあかんという根拠というかあるんですか。条文の規定か何かあるんですか。おっしゃっている意味は分かるんですけど、農地が転用する変えるんだから、地目変更するのにということやと思うんやけどね、その農業委員会の農地法でいう条文の根拠があったんかなと思って。

女性委員

すいません。一旦駐車場か何か宅地にしといて、もう駐車場やめるから農地に転向してくださいって言っているのと一緒にじゃないかなと思うんです。もううち駐車場やめますと、ほんで4条申請してもろて畑しますよってに畑にして税金安くしてくださいって。

橋本委員

そこです。

女性委員

でしょ。

橋本委員

そういうふうにとれます。

女性委員

これ基本は税金よね。

橋本委員

税金でしょうね。

女性委員

でも今、どこの市でも、雑草したら宅地並みに税金倍にしますよというお布令が出ましたやん。それやのに、これはちょっとおかしいと思うような気がせんでもないんですけど。

橋本委員

その当主いわく、その土地に何か家があったんでしょうね。そこを隣の隣ぐらいの人と一緒に買うたらしいんですよ。3分の1

ぐらいと3分の2。今回の申請があった人が3分の2。その3分の1のほうの方が、ちょっと畑みたいなのをやってはる。あんたのところもしなはれと言われたというこういうような話。

女性委員

何ヘクタールもやったらね、そりゃ農地しますって言ったら

男性委員

耕すことすらできない道具やし。

田中委員

これやったら猫の額ほどもない、気がするけど。

これ一応条件として、この4枚目の道具、やりますという法令の1つのをやってはるんやろうね。しかし

男性委員

宅地から農地へ変わるのに、我々が答えを出せるのか。これ都市計画

田中委員

都市計画、どこに入るかな。

男性委員

農地に変えたいから農業委員会がオッケーだったら何でもオッケーですって言うんだったら、こっちが何か意見を言ってもいいかなと思うんですけど。

事務局

そうですね、税金のところに関しては、課税課というところとのお話になって、課税課の基準があるとは思いますが。その基準の前段階として農地かどうか、先ほどの他市事例で示させていただいてるような、農地として登録されているかどうかというのは一定確認はするということで、その前段階としてこのお話が出てきています。

男性委員

申し訳ないけど、今すぐにちょっと答えできませんので。



橋本委員

そうですね。

大西委員

これは門真のひな型ですけども、守口市にもこういうのはあるんですか。

事務局

正直、この話が出てくるのはかなり珍しいパターンになりまして、事例を調べさせていただいて門真市さんのをお見せしていると。だから、うちとして何か書式があったわけではないです。

大西委員

これ仮に守口で、仮の話で申し訳ないけどもあったとしたら、農業委員会にこういう申請が出てきて、認められたということで農地台帳に載せますというふうになれば、それは今おっしゃっているどこかな、都市計画課か固定資産税課に行くんでしょうね。これは農地として農業委員会としては認めましたから、相応の税金にしてくださいというような流れになるんでしょうね。

事務局

そうですね、おっしゃるとおりですね。

砂口委員

地目変えとかないとあかんのやろ。

事務局

そうですね、地目を変える形になります。

砂口委員

そういうことやろ。

事務局

はい。

砂口委員

けどちょっともう1つ思ったのが、先ほどの説明の中でこの用紙の関係で出てきた、この辺ちょっともっぺん説明してほしい

な、この用紙。これどういう意味で出してはるの。さっきの話の中でこれを出してきたのが私よう分からへんかったから。

事務局

はい、そういった事例はかなり珍しいということで、他市の事例で農地に登録する農地台帳に載せるときにこういった書式を使っているという事例でお示しさせていただいた次第です。

砂口委員

どうということ、我々の今やっている農地のことについての台帳あるわけやろ。

事務局

そうですね、市としてもどこが農地でというのは把握させていただいてます。農業委員さんが変わられたときに農地の情報をお渡ししていると思うんですけども、そういった集約をしたというところがありますので、そこに登録するというところですね。

砂口委員

あるわけやね。これは案外その、そうしたら守口市の農地台帳の登録もあるのに、何で門真の様式もってくるの。

事務局

すみません、先ほども申し上げたとおり、本市では事例がないというところで、他市の事例を持って来させていただいたところなんです。今後そういったお話が具体的に進むのであれば、この門真市さんの事例、他市の状況を踏まえまして、うちとしての書式をつくらせていただくというお話でございます。

男性委員

これ許しとったらあれやね、その話伝わって何件も出てくる可能性あるよね。

橋本委員

実際水源もないんです。家の裏のどっかからホースを引っ張ってきているような状況やったんで。なので水も家の中からの水道っていう。

砂口委員  
会われましたか。

橋本委員  
え。

砂口委員  
当人と。

橋本委員  
会いました。その[ ]が2人出てきはりました。  
やりにくいですよ、知っている方なので。  
昨日もちょっとお祭りのところでうろちょろしていると、先日はすみません、またよろしく願いしますって言われて。

大西委員  
この件自体が異例だとは思いますがね。ただ、守口市の現況を見たら古い家とか古い借家をお持ちの方で、あと何しようかというて、とりあえずもう古いから潰して、あとするあてないんやという方でひょっとして若い方やったらね、元通りの畑でもしてみよかというような話が出てこんとも限りませんよね。ですから、そのときにまたある程度の基準をもって対応できるようにしておかないかんのと

砂口委員  
事務局、私、今この会議を中断するつもりないから、もし出ないんだったら後日でいいですよそれは。出してください。ちょっとそのどこでなのかなという根拠が。

事務局  
すみません、砂口委員がおっしゃっているところは、農地法にそういった記載があるのかということですね。そちらお調べさせていただきます。事務局としましては、そういった農地関連というところで、他市とか大阪府とかのお話を聞いて農業委員会にかけるというところでお話させていただいた次第でございます。農地法に記載があるかちょっとつぶさに検証する必要があるかなと思いますので、お時間いただければと思います。

砂口委員

よそもやっていたら、まず根拠があるはずやんか。だからちょっと教えて下さい。

事務局

はい。

砂口委員

それと、これはどうしはるつもりなの。相談を受けてはるんでしょ今。この中身について、相手さんから。だからこれはどういう始末をしはるの。

事務局

あとでまたお話をさせていただければとは思っておったんですけども、この農業委員会の中で全員の同意をいただきましたら、この農地への変更は認められないということで、事務局から連絡を取るという形で考えておりました。皆さんでここでお話し合いただいて。

砂口委員

その認められないという根拠も、きちっとしとかないと知り合いやで。明日から顔会わされへんで。

女性委員

僕1人ではどうにもならんと言うとかな。

橋本委員

昨日もそういうときました。

女性委員

そりゃそうやろうな。

西口会長

どうしましょう。

橋本委員

改善をしていかはるのであればいいのかなと思いますけど。

西口会長  
え。

橋本委員

改善をね。今もう石・コンクリートだらけのところを一度更地にして、土入れて、畝をたてるぐらいのような状況で、せめて手押しの耕運機ぐらいあるとかね。そんなクワだけで田畑出けへんと思うんですね。それを何年かかけてちょっと見させてもらうような状況でもっていったら、途中で嫌になったらやめはるやろうし。

男性委員

それはあれですか、■■■■ 2人でやってはるの。■■■■ とか。

橋本委員

いや、多分■■■■が居てはると思いますよ。もうその■■■■  
■■■■というのが、■■■■ぐらいですよ。

男性委員

いいですか。まず現実に農地として利用しているという状況で申請してもらわないと。  
今農地してないのに今後やりますからという申請受け付けたらね。

橋本委員

ちょっとだけは、植わってはります。

男性委員

ちょっとだけ何か植わってはるとか。

田中委員

それにしても、この台帳と同じこれに出してもらうようなシステムになりますもんね。

男性委員

最後な。

女性委員

やっぱり農地法3条のところに書いてあるような、3年間の農作業計画とか農地として利用するための機械とか、そういうふうな

条件がやっぱり営農計画がいるように私は思うんですけど、現状これでは、やっぱりちょっと農業3年間の計画なんか出てこないと思うんです。

#### 田中委員

私もさっきこれ見せてもろて、やっぱり3条ね、やっぱ土地を買ったりするには誰でもそういうふうになってしもうたらね、普通の一般の農業者でない人が農業のその土地を買うときに、すごいシステムがあるみたいに。ところが、その建てたものを壊してこうなってくるのを許可もらったから、1人で大変だわ、じゃあ誰かしない一緒にとかね。そういうふうになってきたら、最近今大西さん言いはったように、守口はすごく古いたくさんの長屋とかがあるので、そういうなのでどんどんどんどん半分あれしてちょっと半分土地にそういうふうにしたら、固定資産税もちょっとベスト違うかなということになって、小さいところから広くなるような気がするから、このところはやっぱりちゃんと3条のあれを求めるようにしたほうがいいんじゃないですか。どないですか、大きい小さい関係なくして。

だって一応このシャベルとかクワとか置いてあるけどね。こんなんでは絶対できないと思うし、私とこも一応工場あったところが大分広いので、ちょっと幼稚園とかの要求があって、ちょっとさつまいもとかにしようと思ったら、やっぱりトラック何台の土も入れなあかんし周りもちゃんとしなあかんしと思ったら、やっぱりじゃあ農地にしようかなと思ったらその手続きがすごく、やっているからすぐできると言いはったんですけど、やっぱりシステムの的にあれなのでやめたんですけど。

いや税金はもともと宅地並みで払っているんですけど、やっぱりこれだけでも大分違いますもんね。だから一応この土地見たら、コツコツ石をひらっても大変やわって。

#### 男性委員

3年以上はかかりますね。

#### 田中委員

どなたかほんなら手伝ってということで、何人かで家庭菜園みたいな貸農園みたいになってしまいうんちゃうかなと思うんですけど3人ぐらいで。そういうのがどんどん増えてきたらと思うので、せっかく門真の様式出してくれてはるんやから、本当は、すごい農地をあれしようと思ったら大変ですもんね。何回も確認しに行

かないとあかんし。私ら儲けがあるかどうかやっってはるかどうかも。農業している人でも農地買うときには大変やねんから。どないですか、会長。

砂口委員

現況でしか判断できませんのでね。それを一旦条件を出して。

男性委員

条件出して3年の間に計画立ててもらて。

砂口委員

前回話してはったように、家の裏手で何坪かでもね、これでもやってますということで認められるかどうかもね、その辺のところも1つ整理しとかなあかんでしょうね。

女性委員

会わんようにしとき。

橋本委員

分かりました。

女性委員

眼鏡かけて会わんようにしとき。

砂口委員

まあでも、これも1回始末しとかなあかんわね。

橋本委員

いやいや、ほんまに。どないなりましたって多分聞いて来はるねんやろうなと思って。

砂口委員

どっかで締めくくりしとかんなあかんわね。そのままではおられへん。

田中委員

相続したみたいに何年か。

砂口委員

締めくくりの最後、どっか落としてもろてこの話、結末だけでもちゃんとしとかなあかん。

事務局

先ほども申し上げたとおり、ここの結果を相手方にお話しするというところで何度も申し上げている次第でございます。

男性委員

いいです、はい。

男性委員

ということは、先ほどからここで意見出てるように、この場所で耕作をしているという現状をまずつくってもらわなあかんと。それを3年間やったら3年間、そこで耕作してましたというところからまず始めましょうということなので、この土地でそれをつくってもらうというところを基本にしてんとあかんのじゃないですか。だから耕作しているところじゃないと、この議題にもあがらないと。

田中委員

そうですね。

男性委員

というふうに決めごとと言いますか、基準というか耕作をしている場所。

男性委員

これ何を植えてはんねや。

橋本委員

とうもろこしみたいなの。

男性委員

宅地で畑をつくるというのは、別に悪いことじゃないと思うんですよ。これを求めてはるのは、畑という地目を変える、地目を変えたいということですけど、地目を変えるには、まず農業委員



会の許しと言いますか、農業委員会がいいですよというのは必ず  
なんですか。地目を変える宅地からですよ、宅地から畑に変える  
のに。

事務局

はい、他市の事例を踏まえまして、農地搭載願というところを  
出してもらって農地台帳に登録すると。そういった事務の

男性委員

宅地の、何、何を出す、もう1回ごめんなさい。

事務局

農地、先ほどから申しあげているこの農地台帳登載願というと  
ころですね。こういったところで、耕作状況であるとか耕作能力  
を見た上で農地台帳に登録していくというところですね。

砂口委員

農業をしますよという届をする。

農業してください、それを農業委員会が認めたらやりましょか、  
いきましょかということやろ。

男性委員

それを地目が例えば変更、畑になって畑やかからって言って、そ  
の畑の固定資産税とか税金については市が決めるんですよ、現  
況を見て。

事務局

はい、そちらに関しては課税課のほうのお話になるので、ここ  
で全てを申し上げられないです。

男性委員

だから畑つくってなかったら宅地並みになるかもわからへんと  
いうことやね、耕作してへんかったら。

砂口委員

現況がいきますからね。

事務局

おっしゃるとおりですね。

男性委員

畑として認めますかというのをここで決めるのであれば、今言われたように耕作をちゃんとしてて、3年間つくってましたよというような証明が必要なんじゃないかなと思います。

砂口委員

そうしたら、この地目とか、台帳に現況の平米とか書いてあるけどね、面積要件についてはどう考えておるんですか。あらかた言っただけでね、ちっちゃいところでも農地ですよというのか、本人はそう主張しはるやろうけど、農業委員会としてこの農地台帳に認めていこうという最低限の平米数というか、そのへんのところの基準はやっぱり決めておかないとたくさん出てきてしまってどうもできなくなる。

事務局

はい、すみません。農業委員会の合議制で皆さん話し合っていたけどという場になると思うんですけども、そういった基準等に関しては先月も申し上げたと思うんですけど、皆様がお話を聞いて、それで考えていくことなのかなと考えております。

男性委員

現状決まりはないということやね。

事務局

はい。

砂口委員

何を言わんとしてるかというたらね、我々がそんなにたくさん調べることができないんですけどね、あなた方事務局からしたら、農地として耕作してる農地として認めるというのは、何平米ぐらいからが妥当なのかなという目安は、やっぱり事務局である程度の線引きの案は欲しいねんけどね。我々からしたら、思惑からいろいろ変わってきたりしたら、それぞれが変わってしまいますからね。それこそ他市の事例も見合わせて、面積要件というのをあ

る程度の線引きのラインをお示ししていただいても良いと思うんですけどね。

#### 事務局

すみません、会長いかがですか。

#### 西口会長

農地として認めてくれという話でありますけども、私も現場を見ましたらこの写真以上に石ころだらけ。これで農地として認めてくれという話は、ちょっといかがなものかなと思っています。畑と認めてほしいというのなら、私は真砂土ですね、30センチほど盛土をして農業委員会に農地として認めていただけませんかというのが前提条件だと思います。こんなガラガラでこれで畑ちょっとやっていますというのは、何か言い訳みたいに聞こえて、これではちょっと待ってくださいという話で、こういう形で認めてしまうと皆認めてしまうというような形になってしまいますので、私は現場を見ていてこんなスコップとかクワでこんな対応できる問題ではありません。ただ盛土を30センチほどやったかて、皆様方実際やられたかどうかは分かりませんが、盛土30センチやったかて石は浮いてきます。アホか浮くかといって言われるかも分かりませんが、石は浮いてきます。それで土が沈んでいきます。それで耕運機かけたら、もう1年ごとに石ばかりあたる。そのような難しいような状況です。このままで認めてたら、農業委員会としては所詮認められませんという回答を出さないとしゃあないなと私は思っています。

以上でございます。

ほな現況では、農地への変更は認められない旨を農業委員会から事務局から連絡をお取りいただくということによろしいでしょうかね。

はい、ありがとうございます。他に何か御意見がありましたら伺いたいと思います。議題以外でも結構でございます。

ないようでございますので、いいですか。

#### 男性委員

事務局さん、今、会長が言われたようなことでいいんですか。それで、この申請されている人に説明は納得のいく説明はできますの。皆さんの意見出たようなので。

事務局

はい、こちらで農地ではなくというところのお話を相手方にお話しさせていただきますので。

男性委員

どういう基準やねんって言われたら、そこらのところもね。

事務局

そうですね、先ほど会長がおっしゃられた、3年間の耕作を条件とするというところであったりとか、まだそういった耕作をしているとかいう段階にも達していないのかなというところを、それを客観的な現況を見ても分かるのかなと思いますので、そのことを根拠にお話しさせていただこうと思います。

男性委員

せやから、近隣の他市では、一応3年ぐらいは実績というか農業をされた上で申請をしていただくというようなので、守口も同じように考えているということやから、3年間記録写真でも撮ってやっておいてくださいというふうに言って、その上でまた改めて申請してくださいという。ただ農業委員会としては、その話を潰すのが目的ではない。農業委員会としては、農地が増えて農業をする人が増えるのはそのほうがいいんですけども、ただ課税課のほうは逆やろうな。だから、一応守口市の農業委員会のほうでは、こういうふうに検討させていただきましたと。それと、今最初に砂口さんが言われた、ここでその話をするのが妥当かどうかというのは別にしてね、一応申請された内容については、こういうふうにさせていただきましたという程度でしとかんと、そんなんいうたって、あそこの農地になってるところえらい草生えするというようなことも当然出てくると思うからね。よろしく願います。

事務局

ありがとうございます。

西口会長

はい、ありがとうございます。他にないようでありましたら、事務局から連絡事項はありませんか。

## 事務的

次回の総会の日時ですが、令和6年8月22日午後2時から市役所6階教育委員会会議室で開催予定です。地域振興課の行事の都合により、21日から変更になっておりますので御注意をお願いします。

以上です。

## 西口会長

あとは大分先の話になるんですけども、来年の2月農業委員会の日が大阪府農業会議の総会とバッティングしますので、また来月でも変更の話で御相談にのっていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、以上で令和6年7月農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。

守口市農業委員 署名委員